

の契約を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、同法第2条第1項各号に掲げる中小企業者であって新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化、需要の開拓その他の新たな事業の開拓の成果を有する者の受注の機会の増大を図るよう配慮するものとする。

趣旨

本条は、官公需において新事業の開拓の成果を有する中小企業者の受注機会の増大に配慮する旨の国等の努力について、規定したものである。

解説

創業及び中小企業者による新事業の開拓を促進するためには、資金面において支援を行うのみならず、新事業の開拓の成果に係る需要の開拓を促進する必要があることから、国等が受注の機会の増大を図るよう配慮する旨を規定している。

第2節 中小企業承継事業再生の円滑化

(中小企業承継事業再生の実施に関する指針)

第120条 経済産業大臣は、中小企業承継事業再生による中小企業の事業の再生を適切に支援し、その活力の再生に資するため、中小企業承継事業再生の実施に関する指針（以下この条及び次条第4項第1号において「実施指針」という。）を定めるものとする。

2 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 中小企業承継事業再生による事業の強化に関する目標の設定に関する事項
- 二 中小企業承継事業再生の実施方法に関する事項
- 三 その他中小企業承継事業再生に関する重要事項

3 経済産業大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、実施指針を変更するものとする。

- 4 経済産業大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、中小企業者の事業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業政策審議会の意見を聴くものとする。
- 5 経済産業大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

趣旨

中小企業の事業再生手法が多様化しているところであるが、想定外の債務の発覚によるリスクを遮断しようとする事等理由により、「第二会社方式」と呼ばれる手法を採用する傾向がある。この「第二会社方式」による事業再生の実現可能性を高めるため、当該手法の実施に関する指針の作成を規定するものである。

なお、法第2条第29項において「第二会社方式」による事業再生を、「中小企業承継事業再生」と定義しており、具体的には、(ア)旧会社が不採算事業を残し、優良事業を切り離して第二会社に事業を承継する。(イ)第二会社が承継事業の収支改善等の事業強化を図るという2つのフェーズにより事業の再生を図る活動をいう。また、本指針は、第121条に規定する中小企業承継事業再生計画の認定基準となるものである。

解説

1. 実施指針の作成（第1項関係）

経済産業大臣は、中小企業者による中小企業承継事業再生の実施に関する指針（平成26年経済産業省告示第19号。以下「中小企業承継事業再生実施指針」という。）を定める旨を規定している。

2. 中小企業承継事業再生実施指針で定める事項（第2項関係）

中小企業承継事業再生実施指針で定める具体的な項目を以下のとおり規定している。

- ① 中小企業承継事業再生による事業の強化に関する目標の設定に関する事項
- ② 中小企業承継事業再生の実施方法に関する事項
- ③ その他中小企業承継事業再生に関する重要事項

中小企業承継事業再生実施指針の記載内容は以下のとおり。

① 中小企業承継事業再生による事業の強化に関する目標の設定に関する事項

具体的な数値指標を規定

② 中小企業承継事業再生の実施方法に関する事項

承継の手法は、事業の全部又は一部を事業譲渡、会社分割により他の事業者又は新たに設立される事業者へ承継すること

- ・ 承継しない部門を残した特定中小企業者について、特別清算又は破産手続等により、2年以内に整理すること

③ その他中小企業承継事業再生に関する事項

- ・ 承継事業に係る許認可等を取得している又は取得できると見込まれること
- ・ 中小企業承継事業再生計画の実施に必要な資金調達が可能であること
- ・ 公正な債権者調整プロセスに基づいて当該計画が作成されていること
- ・ 承継する事業の重要な経営資源を適切に取得すること
- ・ 承継後の承継事業に従事する従業員数が、承継前の当該事業に従事する従業員数の概ね8割以上であること
- ・ 従業員の雇用の安定に努めること
- ・ 従業員の地位を不当に害することのない旨を労働組合等と十分に協議をし、雇用の安定等に十分な配慮を行うこと
- ・ 取引の相手方である事業者の利益を不当に害するおそれでないこととして、売掛金債権の全部又は一部が消滅するものでないこと
- ・ 労働者の理解と協力を得ることとして、事業所における労働組合等と必要な合意を成立させること等により十分な話し合いを行うこと
- ・ 地域における同一の業種に属する他の事業者との適正な競争関係に及ぼす影響に留意すること

等

3. 中小企業承継事業再生実施指針の変更（第3項関係）

経済産業大臣は、経済情勢の変動により必要が生じたときは、中小企業承継事業再生実施指針を変更することを規定している。

4. 中小企業承継事業再生実施指針の制定及び変更の手続き（第4項関係）

経済産業大臣は、中小企業承継事業再生実施指針を定め、又は変更する時には事業所管大臣と協議を行い、中小企業立法全体の考え方に則り、中小企業政策審議会の意見を聴くことを規定している。

5. 公表（第5項関係）

経済産業大臣は、中小企業承継事業再生実施指針を定め、又は変更した時には遅滞なく公表することを規定している。

（中小企業承継事業再生計画の認定）

第121条 特定中小企業者及び承継事業者（承継事業者となる法人を設立しようとする者を含む。）は、共同で（特定中小企業者が承継事業者となる法人を設立しようとする者である場合においては、特定中小企業者は、単独で）、その実施しようとする中小企業承継事業再生に関する計画（以下「中小企業承継事業再生計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを集中実施期間中に主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 中小企業承継事業再生計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 中小企業承継事業再生の目標
- 二 特定中小企業者の業務及び財務の状況に関する事項
- 三 承継事業者に関する事項
- 四 中小企業承継事業再生による事業の強化の程度を示す指標
- 五 中小企業承継事業再生の内容及び実施時期
- 六 中小企業承継事業再生の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 七 中小企業承継事業再生に伴う労務に関する事項

3 中小企業承継事業再生計画には、特定許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号の許認可等であって、それに基づく地位を特定中小企業者が有する場合において当該地位が承継事業者に承継されることが中小企業承継事業再生の円滑化に特に資するものとして政令で定めるものをいう。以下この条から第123条まで

において同じ。)に基づく特定中小企業者の地位であって、当該中小企業承継事業再生のために承継事業者が承継しようとするものを記載することができる。

- 4 主務大臣は、第1項の認定の申請があった場合において、その中小企業承継事業再生計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 当該中小企業承継事業再生計画が実施指針に照らし適切なものであること。
 - 二 当該中小企業承継事業再生計画に係る中小企業承継事業再生が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 三 当該中小企業承継事業再生計画に係る中小企業承継事業再生により、承継事業者が承継する事業に係る特定中小企業者の経営資源が著しく損なわれ、又は失われるものでないこと。
 - 四 当該中小企業承継事業再生計画が従業員の地位を不当に害するものでないこと。
 - 五 当該中小企業承継事業再生計画が特定中小企業者の取引の相手方である事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。
- 5 主務大臣は、中小企業承継事業再生計画に第3項の特定許認可等に基づく特定中小企業者の地位が記載されている場合において、前項の認定をしようとするときは、当該特定許認可等をした行政庁に協議し、その同意を得るものとする。
- 6 行政庁は、主務大臣及び第1項の認定の申請を行った者に対して、同意に必要な情報の提供を求めることができる。
- 7 行政庁は、当該特定許認可等をする根拠となる規定の趣旨を考慮して、同意をするかどうかを判断するものとする。
- 8 前3項に定めるもののほか、同意に関し必要な事項は、政令で定める。

趣旨

中小企業承継事業再生計画についての認定の申請、要件、行政庁の同意等に関して、規定するものである。

解説

1. 認定の申請（第1項関係）

中小企業承継事業再生は、事業を承継させる特定中小企業者と、当該事業を承継し、その担い手となって収支改善等を図る承継事業者が共同で行う事業活動である。そのため、両者が共同で認定の申請を行うこととしている。

また、申請時には承継事業者が設立されておらず、計画によって承継事業者を設立する場合に対応するため、特定中小企業者と「承継事業者となる法人を設立しようとする者」が申請者となることも可能としている。新設分割を用いる場合など、特定中小企業者自身が「承継事業者となる法人を設立しようとする者」となることも想定されるため、この場合は、特定中小企業者が単独で申請を行うこととなる。

なお、「法人を設立しようとする者」とは、発起人になる者を指している。申請期間については、産業競争力の強化に関する施策を集中的かつ計画的に実施する期間（集中実施期間）を踏まえ、平成30年3月31日までとしている。

2. 必要的記載事項（第2項関係）

計画への必要的記載事項として、以下の内容として規定している。

(1) 中小企業承継事業再生の目標（第1号）

中小企業承継事業再生により、現状では事業が喪失するという状況を脱し、安定的な事業継続を可能とする状況としていくことについて、その目標の概略を記載する。

(2) 特定中小企業者の業務及び財務の状況（第2号）

特定中小企業者の財務の悪化状況やその経緯等を把握するため、業務、財産の状況を記載する。特に、財務状況を示す指標としては、有利子負債キャッシュフロー比率や経常収支等の財務諸表上の指標を用いる。

(3) 承継事業者に関する事項（第3号）

事業の強化を図る主体となる承継事業者について、名称、組織概要、役員氏名、資本金、出資者構成、事業内容、有する許認可等の地位等を記載する。承継事業者を新設する計画の場合は、設立予定の承継事業者に関する

る同様の情報を記載することとなる。

(4) 中小企業承継事業再生による事業の強化の程度を示す指標（第4号）

承継した事業の強化の程度について、有利子負債キャッシュフロー比率の圧縮の程度や経常収支の改善の程度について、財務諸表上の指標を用いて記載する。その他にも例えば集客増を目指すような、事業上の改善点についても、可能な限り具体的に記載する。

(5) 中小企業承継事業再生の内容及び実施時期（第5号）

第二会社方式による事業の再生は、(ア)旧会社が行う承継による負債等の切り離し、(イ)第二会社が行う承継後の事業の強化、の双方の計画内容として記載する。(ア)については、移転させる資産（事業用不動産・設備、のれん（営業権）、売掛債権等）及び負債（買取債務、有利子負債等）の内容を記載することとなる。具体的には、承継前後のバランスシートの変遷を記載することとなる。(イ)については、承継後の収支改善策の内容等を記載する。

(6) 中小企業承継事業再生の実施に必要な資金の額及びその調達方法（第6号）

事業の承継時に必要な対価の額、承継後に必要な資金の額（設備の更新や当面の運転資金等）と、その資金調達方法を記載する。

(7) 中小企業承継事業再生に伴う労務に関する事項（第7号）

計画の実施により承継事業者に労働契約が移転される従業員数やその推移等について記載する。

3. 任意的記載事項（第3項関係）

特定中小企業者が有する許認可等に基づく地位のうち、承継事業者が承継しようとするものがある場合、申請書に当該地位を記載する。この記載がある場合は、認定に当たり行政庁の同意が必要となる（第5項）。

承継の特例の対象となる許認可等については、以下の業種となる。

- ・ 一般建設業の許可・特定建設業の許可（建設業法第3条）
- ・ 旅館営業の許可（旅館業法第3条）

- ・ 一般貨物自動車運送事業の許可（貨物自動車運送事業法第3条）
- ・ 一般旅客自動車運送事業の許可（道路運送法第4条）
- ・ 火薬類の製造の許可・火薬類の販売営業の許可（火薬類取締法第3条及び第5条）
- ・ 一般ガス事業の許可・簡易ガス事業の許可（ガス事業法第3条及び第37条の2）
- ・ 熱供給事業の許可（熱供給事業法第3条）

なお、許認可等の承継の特例の対象業種については、当該特例についてのニーズを踏まえ、随時更新していく。

4. 計画の認定要件（第4項関係）

経済産業大臣が、申請された中小企業承継事業再生計画が本項の各号のいずれにも該当するものと認めるときは認定することを規定している。

- (1) 実施指針に照らし適切であること（第1号）
中小企業承継事業再生実施指針の内容に照らして審査する。
- (2) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第2号）
具体的には、以下の事項の要件を満たしているかについて審査することとなる。
 - ① 許認可等に関する事項
事業が行政庁の許認可等に関わる場合、第二会社はその許認可等を得られる者であることが、計画の実施に不可欠である。したがって、
 - ・ 第二会社が既に許認可等を取得している
 - ・ 第二会社が許認可等を取得する見通しがある（既に手続を開始している等）
 - ・ 本法で規定する許認可等承継の特例によって対応する場合には、所管行政庁から同意が得られることを要件とする。
 - ② 資金調達に関する事項
承継事業者の概要（第2項第3号）、資金調達計画（同項第6号）等から、計画の実施に必要な資金（事業対価、運転資金等）が確保されていること、資金規模が第二会社の規模に比して過剰でないこと等を要件

とする。

③ 公正な債権者調整プロセスに関する事項

本計画は、再生局面における債権放棄を伴う計画であることを踏まえ、公正な債権者調整を行っているかが重要であるため、法施行時においては、以下の（ア）から（キ）までのいずれかの支援やプロセスを経ていることを要件とする。

（ア） 認定支援機関の支援

（イ） 第133条第2号における中小機構（中小企業再生支援全国本部）の支援

（ウ） 特定認証紛争解決手続（事業再生ADR）

（エ） 株式会社整理回収機構（RCC）企業再生スキーム

（オ） 株式会社地域経済活性化支援機構の支援

（カ） 私的整理ガイドライン

（キ） 民事再生法の再生手続、会社更生法の更生手続

④ その他の事項

上記以外にも、計画は個々の事業者の置かれた状況によって様々であるため、その他の個別事情を踏まえつつ審査する。

(3) 経営資源が著しく損なわれ、又は失われるものでないこと（第3号）

事業再生に当たり、経営資源の過度な散逸がないことを審査する。具体的には、以下の①・②を両方満たすことを要件とする。

① 特定中小企業者において承継事業に従事する従業員のうち承継事業者において承継事業に従事することとなるものの数を、当該特定中小企業者において承継事業に従事する従業員の数で除した値が、100分の80であること。

ただし、定年退職者その他当該承継事業者の責に帰することができない事由により、当該承継事業に従事しないこととなった従業員の数は、当該特定中小企業者において承継事業に従事する従業員の減少数に算入しない。

② 承継事業者が、承継する事業に係る特定中小企業者の有する経営資源のうち重要な設備その他の当該承継事業の継続に不可欠なものを適切に取得すること。

ただし、①については、承継事業者が、承継する事業と同種の事業を

営んでいる場合であって、かつ、当該事業に係る従業員を削減する場合は、その削減した人数を、承継した従業員から削減した人数として計算する。

(4) 従業員の地位を不当に害するものでないこと（第4号）

従業員の意向を無視したりストラによって従業員の地位を不当に害するケースが発生することも想定されるため、以下の①から④までの事項その他必要な事項について、労働組合等と協議により話し合いを行ったこと、かつ、中小企業承継事業再生計画の実施に際して雇用の安定等に十分な配慮があることを要件とする。

- ① 中小企業承継事業再生計画の主たる目的が従業員の削減でないこと
- ② 承継事業の選定が恣意的でないこと
- ③ 第二会社に移行しない労働者がいる場合、その選定が恣意的でないか、その後の雇用の安定には十分な配慮があること
- ④ 第二会社に移行した労働者の労働条件が切り下げられていないこと

(5) 特定中小企業者の取引の相手方である事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと（第5号）

承継事業者への事業の移行により、特定中小企業者の取引先事業者における売掛金債権の毀損や、一方的な取引先事業者への支払放棄により、当該取引先事業者の経営に悪影響を及ぼす可能性がある。そのため、事業を承継する際に、特定中小企業の取引先事業者の有する売掛金債権等の全部又は一部が毀損するものでないことを要件としている。ただし、当該取引先事業者の同意がある場合又は民事再生法に規定する再生計画若しくは会社更生法に規定する更正計画に基づき作成された計画である場合は、売掛金債権等が毀損する場合であっても、当該要件を充足することとする。

5. 行政庁の同意（第5項関係）

中小企業の事業再生の局面においては、許認可等の再取得に係る問題が重要である。しかし、他方で、各許認可等の根拠法令において必要な要件を満たさない場合に当該許認可等が承継されることは、公共の福祉の観点からふさわしくない。そこで、計画に特定許認可等の地位が記載されている場合、計画の認定に当たり、承継事業者が当該許認可等の地位を承継することが適切か否かを

審査するため、当該特定許認可等をした行政庁の同意を得ることとしている。

6. 行政庁による情報収集（第6項関係）

第5項に規定する行政庁の同意に関して、当該同意に係る審査の迅速化の観点から、当該行政庁は、情報の提供者である経済産業大臣に加え、申請者に対しても情報を求めることができることとしている。

7. 同意の判断基準（第7項関係）

行政庁は、協議を受けた場合、承継事業者が許認可等の地位を承継することが適切か否かについて当該許認可等の根拠法令に準じて審査し、同意するかどうか判断する。当該同意が得られない場合には、計画が認定されないこととなる。

8. 政令委任（第8項関係）

第5項から第7項までに定めるもののほか同意に関し必要な事項について、施行令第23条第2項から第4項において、以下の内容を定めている。

- ・ 特定許認可等に係る行政庁が、同意のために必要な書類を別途定めることができること
- ・ 当該書類に係る特定許認可等に基づく地位を計画に記載する場合、当該書類を申請事業者が提出する必要があること
- ・ 経済産業大臣は提出された当該書類を特定許認可等に係る行政庁に送付するものとする

（中小企業承継事業再生計画の変更等）

第122条 前条第1項の認定を受けた者（当該認定を受けた者が当該認定に係る中小企業承継事業再生計画に従って設立した承継事業者となる法人を含む。以下「認定中小企業承継事業再生事業者」という。）は、当該認定に係る中小企業承継事業再生計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定中小企業承継事業再生事業者は、前項ただし書の主務省令で

定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

- 3 第1項の変更の認定の申請及び前項の規定による変更の届出は、認定中小企業承継事業再生事業者が、共同で（当該申請又は届出が、前条第1項の認定を単独で受けた特定中小企業者に係る中小企業承継事業再生計画に係るものである場合であって、当該中小企業承継事業再生計画に従って承継事業者となる法人を設立する前に行われるときは、当該特定中小企業者が、単独で）行うものとする。ただし、同条第1項の認定に係る中小企業承継事業再生計画（第1項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定中小企業承継事業再生計画」という。）に従って承継事業者が事業を承継した後においては、当該承継事業者が、単独で行うことができる。
- 4 主務大臣は、認定中小企業承継事業再生計画に従って承継事業者が事業を承継する前に第1項の規定による変更の認定の申請がされ、かつ、その変更が次の各号のいずれかに該当するものである場合において、同項の認定をしようとするときは、当該各号に定める行政庁に協議し、その同意を得るものとする。
 - 一 主務大臣が前条第5項の規定により行政庁の同意を得てした同条第四項の認定に係る中小企業承継事業再生計画の変更 当該行政庁（当該変更が特定許認可等に基づく特定中小企業者の地位の全部又は一部の記載を削除しようとするものである場合においては、当該削除に係る特定許認可等をした行政庁を除く。）
 - 二 新たに特定許認可等に基づく特定中小企業者の地位を記載しようとする変更 当該特定許認可等をした行政庁
- 5 主務大臣は、認定中小企業承継事業再生事業者が当該認定中小企業承継事業再生計画に従って中小企業承継事業再生を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 6 主務大臣は、認定中小企業承継事業再生計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定中小企業承継事業再生事業者に対して、当該認定中小企業承継事業再生計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。
- 7 前条第4項の規定は第1項の認定について、同条第6項から第8

項までの規定は第4項の同意についてそれぞれ準用する。

趣旨

主務大臣の認定を受けた中小企業承継事業再生計画の変更、主務大臣による認定取消し等について規定している。

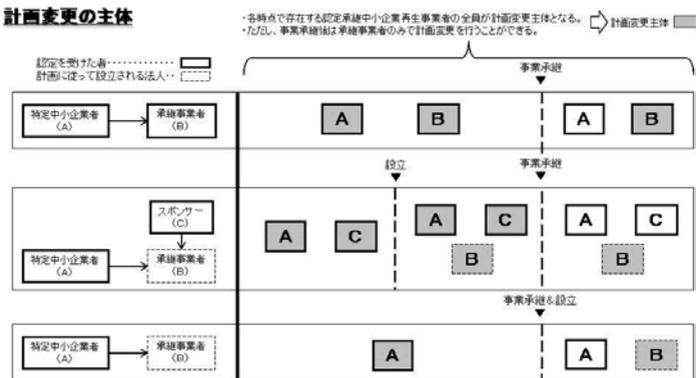
解説

1. 計画変更の認定（第1項～第3項、第7項関係）

計画変更に関し、改めて主務大臣の認定を要することを規定し（第1項）、その変更認定の申請を、認定中小企業承継事業再生事業者（第121条第1項において認定を受けた者に、「計画に従って設立される承継事業者となる法人」も含めた定義。）が「全員で」行うこととする。

一方、事業の承継後は、計画変更の内容も承継事業者が行う事業強化の取組に限られるため、計画変更の主体は以下の図のとおりとなる。

なお、第1項ただし書き及び第2項では、主務省令で定める軽微な変更に関しては、届出のみで足りることとしている。具体的には、特定中小企業者及び承継事業者の社名の変更等、改めて計画変更の認定の手続をとることが不要と認められるものを届出の対象とする。



2. 行政庁の同意手続（第4項、第7項関係）

計画の変更により、行政庁が同意をした前提が変わる可能性があるため、行政庁の同意を得て認定を受けた計画については、改めて行政庁の同意を得ない

ればならないこととする。この際、行政庁の情報収集、同意基準等については、法第121条第6項から第8項までの規定を準用する（第7項）。また、事業の承継により許認可等に基づく地位が承継された後の計画の変更については、行政庁の再度の同意は不要である。

3. 認定の取消し等（第5項、第6項）

認定計画を遂行していない場合（第5項）、又は、社会経済環境の変化等により、計画が認定要件に適合しなくなったと認める場合（第6項）には、当該認定が取り消される場合がある。ただし、社会経済環境の変化等により、計画が認定要件に適合しなくなったと認められる場合は、取消しの前に主務大臣から計画変更の指示を行うことがある。

Column

中小企業承継事業再生計画に係る登録免許税の軽減

本法第121条に基づき中小企業承継事業再生計画の認定を受けた場合、事業譲渡又は会社分割の際に必要な登録免許税について軽減を受けることができる。その具体的な内容については、以下の表のとおり。なお、本税制の適用は、平成26年1月20日（本法の施行日）から平成28年3月31日までに認定を受けた計画に関する登録免許税とされている。

租税特別措置法 第80条第1項	措置内容			通常の税率	特例	軽減率
1号	会社設立、資本金の増加			0.7%	0.35%	0.35%
3号	分割による設立又は資本金の増加			0.7%	0.5%	0.2%
4号	事業譲受による所有権の取得	不動産	土地	1.5%（注1）	1.6%	なし
			建物	2.0%	1.6%	0.4%
		船舶		2.8%	2.3%	0.5%
6号	分割による所有権の取得	不動産		1.5%（注2）	0.4%	1.1%
		船舶		2.8%	2.3%	0.5%

（注1）平成27年3月末までの軽減税率（租特法第72条）

（注2）平成26年3月まで1.5%、平成26年4月から平成27年3月末まで1.8%の軽減税率（租特法81条）

(特定許認可等に基づく地位の承継等)

第123条 認定中小企業承継事業再生計画に第121条第3項の特定許認可等に基づく特定中小企業者の地位が記載されている場合において、当該認定中小企業承継事業再生計画に従って承継事業者が事業を承継したときは、当該承継事業者は、当該特定許認可等の根拠となる法令の規定にかかわらず、当該特定許認可等に基づく特定中小企業者の地位を承継する。

- 2 認定中小企業承継事業再生事業者は、当該認定中小企業承継事業再生計画に従って承継事業者が事業を承継したときは、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に報告しなければならない。
- 3 主務大臣は、第1項の規定により承継事業者が特定許認可等に基づく特定中小企業者の地位を承継した場合において、前項の規定による報告を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その報告に係る事項を当該特定許認可等に係る行政庁に通知するものとする。
- 4 この法律に定めるもののほか、特定許認可等に基づく地位の承継に関し必要な事項は、政令で定める。

趣旨

認定中小企業承継事業再生計画に従って事業の承継が行われた際の、特定許認可等に基づく地位の承継、主務大臣に対する報告義務、主務大臣から行政庁への通知等について、規定している。

解説**(1) 特定許認可等に基づく地位の承継（第1項関係）**

認定中小企業承継事業再生計画に従って事業を承継した承継事業者は、当該許認可等の根拠法令の規定にかかわらず、特定許認可等に基づく特定中小企業者の地位を承継することを規定している。この場合における許認可等に基づく地位の承継とは、特定中小企業者が有する特定許認可等の地位に係る一切の権利義務を指す。例えば、当該許認可等を有していることに基づき認可を受けている事業計画や罰則点等も承継事業者に承継される

こととなる。

(2) 承継事業の承継時の主務大臣への報告（第2項関係）

中小企業承継事業再生計画は、大きく（ア）不採算事業を残し優良事業の切り離し、（イ）承継事業の収支改善等の2つのフェーズに分けられる。このうち、（ア）は、事業の承継時点で完了するものであり、計画の実現に特に重要な地位を占めるものと考えられる。そのため、通常の実施報告とは別に、事業の承継後、認定した計画のとおり事業が承継されているかについて、会計帳簿等を添付して主務大臣に報告することとなる。なお、この報告により、計画に従って措置していないことが判明した場合には、法第122条第5項の規定に基づき、認定が取り消される場合がある。また、報告を怠った場合には罰則の対象となる（30万円以下の罰金）。

(3) 行政庁への通知（第3項関係）

承継事業者が許認可等の承継の特例を用いて、事業の承継とともに特定許認可等に基づく特定中小企業者の地位を承継したことの報告を受けた主務大臣から行政庁へ通知することを規定する。

(4) 政令委任（第4項関係）

特定許認可等の地位の承継に関し必要な事項を政令に委任する規定である。

（中小企業信用保険法の特例）

第124条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、中小企業承継事業再生関連保証（中小企業信用保険法第3条第1項、第3条の2第1項又は第3条の3第1項に規定する債務の保証であつて、認定中小企業承継事業再生計画に従つて行われる中小企業承継事業再生に必要な資金に係るものをいう。）を受けた中小企業者（承継事業者（認定中小企業承継事業再生計画に従つて設立される法人を除く。）に限る。）に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第3条第1項	保険価額の合計額が	産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第124条に規定する中小企業承継事業再生関連保証（以下「中小企業承継事業再生関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第3条の2第1項及び第3条の3第1項	保険価額の合計額が	中小企業承継事業再生関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第3条の2第3項	当該借入金の額のうち	中小企業承継事業再生関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち
	当該債務者	中小企業承継事業再生関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者
第3条の3第2項	当該保証をした	中小企業承継事業再

		生関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした
	当該債務者	中小企業承継事業再生関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

趣旨

認定中小企業承継事業再生計画を実現するために必要な資金供給を円滑化するため、中小企業信用保険法の特例について規定している。

解説

認定中小企業承継事業再生計画の実施には、事業対価、承継後の事業強化のための設備資金、運転資金等が必要となると考えられる。しかし、経営が苦境に陥るに至った経緯も踏まえ、民間金融機関が融資に躊躇する実態があるため、承継事業者の信用力を補完することが必要であり、本特例を措置している。

具体的には、保険法による普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であって、「中小企業承継事業再生関連保証」を受けた中小企業者について、同法の本則（普通保険で2億円、無担保保険で8,000万円、特別小口保険で1,250万円）と同額の付保限度額の別枠を設けることを規定する。（「中小企業承継事業再生関連保証」とは、認定中小企業承継事業再生計画に従って行われる中小企業承継事業再生に必要な資金に係る保証）

なお、本特例の対象は、承継事業者が既存事業者である場合に限定する。これは、既存事業者の場合は通常の保険枠を利用済みの可能性がある一方、計画により新設される承継事業者の場合は、未利用の通常の保険枠によって対応可能であると考えられるためである。

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第125条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法(昭和38年法律第101号)第5条第1項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 中小企業者が認定中小企業承継事業再生計画に従って中小企業承継事業再生を実施するために資本金の額が3億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 中小企業者のうち資本金の額が3億円を超える株式会社(承継事業者に限る。)が認定中小企業承継事業再生計画に従って中小企業承継事業再生を実施するために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有

2 前項第1号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第2号の規定による株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第5条第1項第1号及び第2号の事業とみなす。

趣旨

認定中小企業承継事業再生計画を実現するために必要な資金供給を円滑化するため、中小企業投資育成株式会社法の特例を設けることとしている。

解説

承継事業者が出資として資金調達する場合、借入れよりも一層の財務健全化が図られ、事業再生の実現性が高まると考えられる。一方、資金提供者側のリスクが高く、その調達は容易ではないため、中小企業投資育成株式会社の出資機能を活用しやすくする。そのため、中小企業投資育成株式会社が、

- ① 資本金が3億円を超える承継事業者の設立に係る株式の引受、保有（第1項第1号）
- ② 資本金が3億円を超える承継事業者が発行する株式等の引受、保有（同項第2号）

を行うことができることとし、それぞれ中小企業投資育成株式会社法第5条第1項第1号及び第2号の事業とみなすことを規定している。（第2項）。

第3節 中小企業再生支援体制の整備

（中小企業の事業の再生の支援に関する指針）

第126条 経済産業大臣は、中小企業承継事業再生その他の取組による中小企業の事業の再生を適切に支援し、その活力の再生に資するため、国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関が講ずべき支援措置に関する基本的な指針（以下この条及び次条第1項において「支援指針」という。）を定めるものとする。

- 2 支援指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 中小企業の活力の再生の支援に関する基本的事項
 - 二 中小企業の活力の再生の支援内容に関する事項
 - 三 中小企業の活力の再生の支援体制に関する事項
 - 四 その他中小企業の活力の再生の支援に関し配慮すべき事項
- 3 経済産業大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、支援指針を変更するものとする。
- 4 経済産業大臣は、支援指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、中小企業者の事業を所管する大臣に協議する